

銚子市リゾート地域大型建築物取扱指針

(目的)

第1条 この指針は、銚子市リゾート地域大型建築物指導要綱に基づき指導に必要な細目を定めるものとする。

(細目)

第2条 要綱の取扱を次のとおり定める。

- (1) 建築面積は建築基準法による棟別の面積とする。ただし、棟別の建築面積が1,000平方メートル未満であっても、同時に施工する建築物がある場合で、建築面積の合計が1,000平方メートルを超えるものは適用対象とする。なお、高さは建築基準法施行令の規定による。
- (2) 増築における建築面積は400平方メートルを超える場合適用するものとする。ただし、増築後の建築面積の合計が1,000平方メートル未満の場合は適用対象外とする。
- (3) 建築物の外観、色彩等については、周辺の景観と調和させるものとする。
- (4) 周辺建物及び耕作地等に対して、なるべく日影時間を少なくするよう十分配慮し、紛争を生じないように努めなければならない。
- (5) 電波障害については、障害の改善に対する誓約書を市長に提出すると共に、7階以上の場合には事前調査を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 駐車場は、適正な台数を算出し、そのスペース（敷地周辺を含む）を確保するものとする。
- (7) 道路の幅員については、原則として次のとおり確保するものとする。

共同住宅	20戸まで	4メートル以上
共同住宅	21戸～40戸まで	5メートル以上
共同住宅	40戸を超える	6メートル以上
敷地からの取付道路、通路		上記に準じる

